

「ニッポン一億総活躍プラン」の実現に向けた指定都市市長会要請

一億総活躍社会を実現し、成長と分配の好循環を確立するため、「600兆円経済の実現」「希望出生率1.8」「介護離職ゼロ」の「新三本の矢」を柱とした「ニッポン一億総活躍プラン」の取りまとめが進められているところである。

また、成長と分配の好循環の実現については、「経済財政運営と改革の基本方針2016」が、名目GDP600兆円に向けては、「日本再興戦略」の取りまとめが進められており、様々な方向から「ニッポン一億総活躍プラン」の実現に向けた取組が進められようとしている。

指定都市は、20市全体で約2,700万人、日本の人口の5人に1人を有し、GDP合計額が100兆円を超える、まさに日本の社会・経済をけん引するエンジンであり、政府が進めようとしている取組において、指定都市が果たすべき役割はますます大きくなっている。

強い経済を実現する中で、子育て支援、社会保障の基盤を強化し、さらなる好循環を生み、全員参加型の一億総活躍社会を実現していくことは、少子高齢化、人口減少に悩みを持つ地方としても大いに期待するところであり、指定都市市長会としても、国の施策と連携して取組を進め、日本の成長に貢献していく決意である。

政府においては、大都市としての豊富な知識や経験を有し、かつ、基礎自治体として市民生活に寄り添ったサービスを提供している指定都市からの提案に耳を傾け、地方自治制度の抜本的見直しとあいまって、指定都市が持つポテンシャルを最大限に発揮することができるよう、次に掲げる事項について、確実に検討を進め、平成29年度の施策、予算に反映させるよう、指定都市市長会として強く要請する。

平成28年5月31日
指定都市市長会

1 女性の活躍・働き方改革の推進

一億総活躍社会の実現に向け、一人ひとりの事情に応じた働き方が認められるとともに、女性の能力が十分に発揮される社会に移行していく必要がある。多様で柔軟な働き方改革が「新三本の矢」全てに共通した重要な取組であることを踏まえ、指定都市自らが取り組むべく、20 市長が率先して「イクボス宣言」を行ったところである。

政府が示した「女性活躍加速のための重点方針 2016」に従い女性活躍推進法に基づく企業の取組を促進するには、多様で柔軟な働き方に取り組む企業への、地域の実情に応じたきめ細かな支援が必要である。これらを実現するため、指定都市等に対する直接的で自由度の高い交付金を創設する財政上の措置を行うこと。また、税収に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、税制・社会保障制度が働き方に中立的なものとなるよう、より一層、多角的な検討を進めること。

2 待機児童対策をはじめとした子育て環境の充実

「希望出生率 1.8」を実現するため、あらゆる面で子育てに優しい社会へと改革を進める必要がある。中でも、保育施策において喫緊の課題となっている待機児童対策として、地域の実情に応じた受け皿拡大と処遇改善をはじめとした人材確保に必要な措置を講ずること。特に指定都市が効果的な待機児童対策を実行できるように、幼保連携型認定こども園の認定事務に加え、現在都道府県の所管になっている幼保連携型を除く認定こども園の認定や私立幼稚園の認可事務権限を指定都市に移譲し、併せて財源も移譲すること。

政府においては、子ども・子育て支援新制度における利用者負担に関して、多子世帯負担軽減の更なる拡充を図るほか、子どもの医療費の助成についてもナショナルミニマムとしての利用者負担の軽減措置の拡大について、地方自治体の意見を十分に聴きながら国の責任において取扱いを統一するとともに、指定都市等の財政運営に支障を来さないよう、必要な財政措置を講ずること。

また、誰もが結婚や出産の希望がかなえられる社会づくりを目指す取組について、幅広く活用できる交付金を創設する等柔軟な支援を行うこと。

3 持続可能な社会保障制度の実現

「介護離職ゼロ」の実現に向けて、希望通りの介護サービスを利用できない状況や、希望に反して介護のために離職せざるを得ない状況を改善するために、介護職員の確保に向けた処遇改善につながる措置を講じるとともに、仕事と介護の両立ができるような労働環境の整備を行うこと。

また、地域包括ケアシステム構築に向けて、医療・介護・福祉・行政等の関係者が一体となって取り組むことのできる体制を構築するため、指定都市等に対して必要な財政措置等を講ずること。

さらに、健康寿命の延伸に資する効果的な介護予防の取組等について支援すること。

国民健康保険については、指定都市をはじめとする大規模保険者に過度な負担が生じないように、国庫負担の拡充を図ること。

4 大都市制度・地方分権改革の推進

(1) 多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市が提案している「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

(2) 更なる地方分権改革の推進

広域自治体と基礎自治体の役割分担において、基礎自治体に事務事業を優先的に配分する「補完性・近接性」の原理に基づき、指定都市が持つポテンシャルを最大限発揮できるよう、更なる事務・権限の移譲の推進を図ること。

また、事務・権限の移譲に見合う税財源の確実な移譲を行うこと。

(3) 近隣市町村との更なる連携の促進

指定都市は、近隣市町村との連携を図ることで、地域の課題解決、地域経済の活性化に積極的に取り組んでいる。

この取組を推進するにあたり、連携中枢都市圏構想に基づく財政措置の更なる充実や現在対象外となっている三大都市圏の取扱いの見直しを行うとともに、連携事業の枠組みに応じた形で受けることができる交付金を創設するなど、圏域の状況に応じた柔軟な支援の仕組みを構築すること。